

★専用利用料金

施設名	区分	利用目的等	利用料金			
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	600		
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	1面 30分当たり	1,730		
	芝生広場			無料		
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	870		
佐藤池野球場	入場料を徴収しない場合		1時間当たり	1,500		
	入場料を徴収する場合	プロ野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額			
		その他の野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額			
	スコアボード		一式 1時間当たり	560		
	拡声装置		一式 1試合当たり	880		
佐藤池第2野球場			1時間当たり	1,200		
		拡声装置	一式 1試合当たり	700		
西山総合グラウンド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1コート 1時間当たり	260		
	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間当たり	950		
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間当たり	1,100		
		拡声装置	一式 1試合当たり	880		
総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	2,500	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり 1/3面	840	
				1時間当たり 2/3面	1,680	
			上記以外の催物、集会等の利用	1時間当たり 全面	5,000	
				入場料を徴収する場合	1時間当たり 1/3面	1,670
					1時間当たり 2/3面	3,340
		上記以外の催物、集会等の利用		1時間当たり 全面	12,500	
				入場料を徴収しない場合	1時間当たり 1/3面	4,170
					1時間当たり 2/3面	8,340
			上記以外の催物、集会等の利用	1時間当たり 全面	25,000	
				入場料を徴収する場合	1時間当たり 1/3面	8,340
					1時間当たり 2/3面	16,680
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用		入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,280
				入場料を徴収する場合	1時間当たり	2,560
		上記以外の催物、集会等の利用		入場料を徴収しない場合	1時間当たり	6,370
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	12,740	
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	810	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,620	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,050	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	8,100	
	会議室			1時間当たり	1,210	
	研修室			1時間当たり	390	
	放送設備	メインアリーナ		一式 1時間当たり	410	
移動式			一式 1時間当たり	280		
電光得点板			一式 1時間当たり	280		
仮設ステージ			一式 1時間当たり	830		
観覧席			1時間当たり(実費相当)	1,500		

施設名	区分	利用目的等		利用料金	
総合体育館	冷房	メインアリーナ	審判控室	1時間当たり(実費相当)	50
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	50
			役員控室	1時間当たり(実費相当)	50
			控室①	1時間当たり(実費相当)	50
			控室②	1時間当たり(実費相当)	50
			控室③	1時間当たり(実費相当)	50
		2F	会議室①	1時間当たり(実費相当)	150
			会議室②	1時間当たり(実費相当)	150
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	100
		軽体操室	1時間当たり(実費相当)	500	
	サブアリーナ	1時間当たり(実費相当)	1,000		
	暖房	メインアリーナ	観覧席	1時間当たり(実費相当)	3,800
			審判控室	1時間当たり(実費相当)	100
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	100
			役員控室	1時間当たり(実費相当)	100
			控室①	1時間当たり(実費相当)	100
			控室②	1時間当たり(実費相当)	100
		2F	会議室①	1時間当たり(実費相当)	300
			会議室②	1時間当たり(実費相当)	300
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	100
サブアリーナ		1時間当たり(実費相当)	1,200		
軽体操室	1時間当たり(実費相当)	650			
西山総合体育館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	1,100
			1時間当たり 1/2面	550	
		入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	2,200	
			1時間当たり 1/2面	1,100	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	5,500
			1時間当たり 1/2面	2,750	
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	360
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	720
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,800
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	3,600
武道館	柔道場	1時間当たり 全面	780		
		1時間当たり 1/2面	390		
	剣道場	1時間当たり 全面	780		
		1時間当たり 1/2面	390		
	弓道場	1時間当たり	660		
会議室	1時間当たり	330			
	一般	1日当たり	13,310		
	学校及び競技団体	1日当たり	6,660		

施設名	区分	利用目的等	利用料金	
陸上競技場	拡声装置		一式 1時間当たり 550	
	用具・器具		1件 1日当たり 110	
	競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料金の総額が5,400円を超えるとき。		一式 1日当たり 5,500	
アクアパーク	50mプール	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体(以下「学校等」という。)が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	1時間当たり 5,500
				1日当たり(6時間以上9時間以内) 38,500
			長水路1コース当たり	1時間当たり 1,210
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり 3,630
			短水路1コース当たり	1時間当たり 610
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	1時間当たり 11,000
				1日当たり(6時間以上9時間以内) 77,000
			長水路1コース当たり	1時間当たり 2,420
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり 7,260
			短水路1コース当たり	1時間当たり 1,210
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全コース	1時間当たり 22,000	
			1日当たり(6時間以上9時間以内) 154,000	
		長水路1コース当たり	1時間当たり 4,840	
		短水路1ブロック当たり	1時間当たり 14,520	
		短水路1コース当たり	1時間当たり 2,420	
	レジャープール	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり 800
			流水プール	1時間当たり 2,480
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり 1,500
			流水プール	1時間当たり 4,960
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり 3,000
			流水プール	1時間当たり 9,920
アイススケートリンク	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり 9,050	
			1日当たり(6時間以上9時間以内) 63,350	
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり 18,100
				1日当たり(6時間以上9時間以内) 126,700
	3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全リンク	1時間当たり 36,200	
			1日当たり(6時間以上9時間以内) 253,400	
		リンクの3分の1	1時間当たり 6,040	
			1時間当たり 12,080	
	和室	A和室(20畳)	1時間当たり 390	
		B和室(30畳)	1時間当たり 全部 620	
			1時間当たり 1/2 310	
		C和室(12畳)	1時間当たり 200	
会議室		1時間当たり 390		
ミーティング室		1時間当たり 880		
自動計時装置		1時間当たり 550		
電光得点装置		1時間当たり 550		
放送設備		1時間当たり 410		
土地建物占有利用料金	駐車場	1日10平方メートル当たり 280		
	上記以外の土地又は建物	1日10平方メートル当たり 550		

施設名	区分	利用目的等		利用料金	
白竜公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合		1面 1時間当たり	550
	照明			1面 30分当たり	210
駅前公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合		1面 1時間当たり	550
	照明			1面 30分当たり	210
海岸公園運動広場	少年広場	専用利用	中学生以下の団体	1時間当たり	280
			高校生以上の団体	1時間当たり	550
	照明			30分当たり	220
スポーツハウス	球技場	専用利用		1時間当たり 全面	1,100
				1時間当たり 1/2面	550
	プール	専用利用	一般	1コース 1時間当たり	500
			学校等の団体	1コース 1時間当たり	300
商行為で土地を占有して使用する場合(アクアパーク、白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、海岸公園運動広場、スポーツハウスを除く)				1日10平方メートル当たり	550

備考1: 荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、荒浜運動場夜間照明を除く利用料金を半額とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 6 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 7 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」を含むものとする。
- 8 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及び第1種身体障害者等を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。
- 9 専用利用がない場合に、個人利用ができる。

備考2: アクアパーク

- 1 専用利用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。

備考3: 白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・海岸公園運動広場の照明を除く利用料金を半額とする。